

令和8年3月16日  
海事局安全政策課

## 国際海事機関(IMO)第12回船舶設備小委員会(SSE 12)の開催結果概要

～早期の自動車運搬船の包括的な火災安全対策ガイドラインの作成に合意しました～

2026年3月9日から13日にかけて、国際海事機関(IMO)において、我が国の江黒 広訓氏が議長をつとめる第12回船舶設備小委員会(SSE 12)が開催されました。今次会合では、自動車運搬船の火災安全対策や救命設備に関する安全対策について審議が行われ、我が国提案のもと早期に自動車運搬船の火災安全対策ガイドラインを作成することが合意されました。

今次会合では、以下に示すような多数の安全に関する重要議題の審議が実施されました。なお、江黒氏は、今次会合の審議を公平かつ効率的に進めた手腕等が評価され、満場一致で来年のSSE小委員会の議長に再選されました。



SSE 12の審議の様子



江黒 広訓 議長  
(一般財団法人日本船舶技術研究協会)

### 1. 電気自動車等を運搬する船舶の火災安全対策

SSE小委員会では、2032年のSOLAS条約改正に合わせて電気自動車等を運搬する船舶の火災安全対策を導入するための議論が行われています。

今次会合では、早期の火災安全対策導入のため、SOLAS条約改正に先立ち、2028年を目標として我が国提案の包括的な火災安全対策ガイドラインを作成することに合意しました。

### 2. コンテナ船の火災安全対策

欧州が実施したコンテナ船の火災安全対策に関する調査を踏まえ、2024年のSSE 10から同船の火災安全対策として、携帯型赤外線熱画像装置やウォーターミストランスを導入するためのSOLAS条約改正案や関連ガイドライン案の作成が進められてきました。今次会合では、これらの改正案や関連ガイドライン案が合意され、上部委員会である第112回海上安全委員会(MSC 112)(今年12月開催予定)に承認手続きのため上程されます。

上記事項の詳細や、その他の審議事項は別紙をご参照ください。

問い合わせ先

海事局安全政策課 丸山、西大路

TEL : 03-5253-8111 (内線 43-562、43-569)、03-5253-8631 (直通)



## 国際海事機関(IMO)第12回船舶設備小委員会(SSE 12)の 主な結果概要

### 1. 電気自動車等を運搬する船舶の火災安全対策

#### (1) 背景

2022年4月に開催された第105回海上安全委員会(MSC 105)において、昨今のリチウムイオン電池搭載自動車を大量に輸送する船舶の需要があること、リチウムイオン電池の火災には熱暴走や再発火といった特徴があること等を踏まえ、電気自動車等を運搬する船舶の火災安全要件を検討する必要性が合意されました。2024年のSSE 10から具体的な議論が開始され、2025年2月のSSE 11では、2032年に予定されているSOLAS条約改正にタイミングを合わせて電気自動車等を運搬する船舶の火災安全対策の導入に向けたアクションプランを作成しました。

#### (2) 審議結果

今次会合に我が国は、自動車運搬船向けの包括的な火災安全対策ガイドラインの早期作成を提案する文書、自動車運搬船の車両甲板における火災への迅速な対応を目的としたビデオモニタリングシステムガイドライン案、審議の進め方に関する提案の3文書を提出しました。

審議の結果、我が国の提案に多くの支持が集まり、2032年のSOLAS条約改正案の検討に先立って「自動車運搬船の包括的な火災安全対策ガイドライン」及び「ビデオモニタリング・検知システムガイドライン」を2028年を目標として作成することがアクションプランに追加されました。

### 2. コンテナ船の火災安全対策

#### (1) 背景

2021年のMSC 103において、コンテナ船の貨物倉及び貨物甲板上の火災の検知及び制御に関する関連規則の改正を行う作業計画が合意されました。その後、欧州が実施したコンテナ船の火災安全対策に関する調査結果を、携帯型赤外線熱画像装置、遠隔消火手段、ハッチカバー下の防熱などの複数の安全対策が効果的であると特定されたことから、それらを導入するためのSOLAS条約改正案及び関連ガイドライン案の作成が2024年のSSE 10以降進められてきました。

#### (2) 審議結果

今次会合ではこれまで議論されてきた以下の規則案を最終化しました。これらの規則案は承認手続きのため2026年12月開催のMSC 112に上程されます。

- ・ 携帯型赤外線熱画像装置の搭載を義務付けるSOLAS条約附属書第II-2章7.11規則改正案
- ・ ウォーターミストランスの設計・性能・試験・承認に関するガイドライン案
- ・ ガイドラインに沿ったウォーターミストの搭載を要求するSOLAS条約附属書第II-2章10.7.3.1規則改正案

なお、今次会合では時間の都合により十分審議できなかったハッチカバー下の防熱に関する安全対策や固定式・移動式放水モニターに関するガイドライン案の作成等は引き続き次回会合で審議することになりました。

### **3. 救命艇の換気基準を定めるためのLSAコード及び試験勧告の改正**

#### (1) 背景

船舶事故時の退船に使用された救命艇において、息苦しさにより乗組員の体調が悪化した事例を踏まえ、2016年のMSC 97におけるバハマ及び我が国の提案に基づき、全閉型救命艇及び部分閉型救命艇の換気要件を定めるための国際救命設備コード(LSAコード)及び救命設備の試験に関する改訂勧告(決議MSC.81(70))の改正に関する検討が行われてきました。

今次会合では、前回会合に引き続き部分閉型救命艇の換気要件の詳細について審議が行われました。

#### (2) 審議結果

今次会合では、部分閉型救命艇の換気要件に関するLSAコード及び決議MSC.81(70)改正案の検討を進め、以下のとおり試験要件の大枠に合意しました。また、詳細の要件については会期間通信会合(CG)を設置し審議を継続することになりました。

- ・ 艇内CO<sub>2</sub>濃度が時間平均で5,000ppm、最大で30,000ppmを超えないことを確認する
- ・ 試験は風力階級2を超えない環境で実施すること
- ・ 人体を模擬する熱源の設置はオプションとすること

### **4. 自己復原式又は両面式救命いかだの搭載範囲拡大**

#### (1) 背景

現在、RORO旅客船には、自己復原式救命いかだ又は両面式救命いかだの搭載が義務づけられています。上下を逆さに進水した救命いかだを反転できず、救命いかだに乗り込めなかった事故があったことを受け、2024年のSSE 10より、これらのいかだの搭載義務化範囲を拡大するためのSOLAS条約及びLSAコード改正の検討が開始されました。2025年2月のSSE 11では、反転することが比較的困難な12名超の大型救命いかだについては、全ての新造の外航旅客船及び外航貨物船に搭載範囲を拡大することに合意しました。

#### (2) 審議結果

今次会合では、SOLAS条約附属書第三章及びLSAコード第四章の改正案の詳細について検討を進め、審議対象に高速船コードを含めること、及び固型式救命いかだのための要件を作ることが合意されました。来年3月に予定されている次回会合における最終化を見据えてCGを設置し、SOLAS条約及びLSAコード改正案を検討することとなりました。

### **5. フッ素系物質を含む泡消火剤の船上での使用禁止**

#### (1) 背景

2026年1月1日のSOLAS条約改正により、船上でのペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含む泡消火剤の保管、使用が禁止されました。他方、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)等のPFOS以外のフッ素系物質(PFAS)も規制対象とすべきかの議論が2023年のSSE 9から開始されました。

## (2) 審議結果

今次会合では、船上でのPFAS含有泡消火剤の保管、使用を2032年のSOLAS条約改正にて禁止する欧州提案について審議されました。

有害物質の製造・使用・排出はストックホルム条約により国際的に規制されているため、我が国等はPFAS全体ではなくストックホルム条約で規制されているフッ素系物質<sup>※1</sup>と整合を取った規制を主張した一方、欧州や北欧諸国はフッ素を含まない代替泡消火剤が既に利用可能であるとして広範囲の物質を規制対象とすることを主張しました。意見が割れたため、次回会合に向けて更なる情報を集め、規制する物質の範囲を検討することになりました。

※1 PFOS、PFOA、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCAs)

## 6. イマーション・スーツ

### (1) 背景

イマーション・スーツの保温性能試験は、人体を用いて実施されてきましたが、被験者ごとの寒冷耐性の違いにより、試験結果にばらつきが生じるおそれがあることが課題とされてきました。このため、2008年のMSC 84における我が国の提案を受けて人体を用いた試験に代替する試験方法を定めることを目的に、関連する規則の改正について、国際的な検討が継続して行われてきました。

### (2) 審議結果

今次会合において、我が国はサーマルマネキン(人体の熱特性を再現した試験用マネキン)を用いた保温性能試験の判定基準及び実施方法を提案し、議論が行われました。

その結果、保温性能試験の判定基準に熱抵抗値(clo値)を用いること及びLSAコードの改正を要しないことについて合意が得られました。

なお、次回会合の救命設備ワーキンググループにおいて、当該試験の判定基準及び実施方法の詳細について、引き続き審議されることとなりました。

## 7. 温室効果ガス(GHG)削減に向けた代替燃料や新技術を導入する上で必要となる安全規則の特定等を行うための作業

### (1) 背景

IMO では、GHG 削減戦略の実施に伴い導入が進む新技術や代替燃料に対応する安全規制の枠組み(GHG Safety Regulatory Framework)の検討が進められており、2023年のMSC 107以降議論が行われています。

昨年MSC 110において、代替燃料や新技術を使用するうえでの障壁とギャップを特定し、それを解消するための作業項目がMSC傘下の小委員会に割り振られており、SSE小委員会に割り振られた作業項目は以下のとおりです。なお、①及び②は優先的に取り組む作業とされました。

- ① リチウムイオン電池等のバッテリーエネルギー貯蔵システム(BESS)を使用する船舶の暫定安全ガイドラインの策定
- ② アルコール火災に対処するための火災安全設備のための国際コード(FSSコード)の見直し
- ③ SOLAS条約で認められた自然発火温度より低いフィッシュートロプシュディーゼル油のリスクに対処するためのSOLAS条約及び関連ガイドラインの改正
- ④ 先進廃熱回収で使用される熱媒体の安全要件の策定

## (2) 審議結果

今次会合では、MSC から割り振られた作業項目の作業計画等について議論を行いました。

リチウムイオン電池等の BESS を使用する船舶の暫定安全ガイドラインは、目標指向型<sup>※2</sup>かつ技術中立のガイドラインとして作成することが合意されました。

また、船舶設計・建造 (SDC) 小委員会において、バッテリーを船内電源として使用する際にギャップとなっている SOLAS 規則及び総トン数規則の改正に併せて、SSE 小委員会に付託されていたリチウムイオン電池等の BESS を使用する船舶の暫定安全ガイドラインも SDC 小委員会で議論することが合意されました。本件は是認手続きのため MSC 111 に上程された後、SDC 小委員会に送付される予定です。

アルコール火災に対処するため FSS コードの見直しについては、2027 年の SSE 13 から開始され、2028 年の SSE 14 で最終化、同年の MSC 115 で承認される作業計画が合意され、是認手続きのため MSC 112 に上程される予定です。

※2 目標を定めただうえで、その目標を達成するための各種技術基準を体系的に構築すること

以上